

平成26年第8回

美里町農業委員会定例総会議事録

第8回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 平成26年8月25日(月)午後1時30分から午後3時10分
- 2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(20名)

1番 木村 和男	2番 邊見 勝寿	3番 高橋 建一
4番 三浦 淳子	5番 伊藤 恵子	6番 鈴木 幸博
7番 後藤 幸太郎	8番 遊佐 恭一	9番 伊藤 雄一
10番 菅原 都	11番 佐藤 清	12番 久道 雄悦
13番 柳田 政喜	14番 内藤 千鶴子	15番 菅原 勝一
16番 佐々木 裕一	17番 鈴木 龍一	18番 大崎 幸信
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	
- 4 欠席委員(なし)
- 5 報告事項
 - 1 使用貸借権の合意解約による通知について
 - 2 利用権設定の合意解約による通知について
- 6 議事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
 - 第4号議案 農地利用集積円滑化事業規定の一部変更について
- 7 その他連絡・報告事項
 - 1.平成26年 8月事業報告について
 - 2.平成26年 9月事業予定について
 - 3.その他
- 8 農業委員会事務局職員
事務局長 笠原 良隆
事務次長 菊地 和則

9 会議の概要

事務局	<p>それでは、ただいまから平成26年第8回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となって議事を整理するでございますので、会長、ではよろしく進行お願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、これより第8回農業委員会総会を開きます。</p> <p>本日の出席委員は20名全員でございますので、農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので、会議は成立をしております。</p>
議長	<p>次第の3番目に入ります。議事録署名委員の選任でございますが、会議規則第15条1項の規定により議長より指名してよろしいですか。</p> <p>(はいとの声あり)</p>
議長	<p>それでは、3番高橋健一委員、4番三浦淳子委員のお二方をお願いを申し上げます。</p>
議長	<p>続きまして、次第の4番の報告事項に入ります。1番、使用貸借権の合意解約による通知について、2番、利用権設定の合意解約による通知について、一括で事務局より報告いたします。</p>
事務局	<p>報告事項1について、議案書に記載のとおり説明を行った。</p> <p>第1号議案番号36が関連議案となります。</p>
事務局	<p>報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。</p>

第1号議案番号38が関連議案となります。

以上、報告事項の説明を終わります。

議長

ただいま報告事項の説明がございましたが、不明な点があれば再度説明をいたさせます。ございませんか。

13番柳田委員。

13番委員

12番と39番両方なんですけれども、時期が時期なもので、それで面積的にも結構な規模の農地だと思うんですけれども、こっちのほう、現在、作付状況、それから引き渡しになったときの上物に関してはどのようになったのか。

議長

事務局、お答え願います。

事務局

それでは、ただいまの質問についてお答えします。

報告事項の使用貸借権の合意解約のほうの番号12でございますが、貸人と借人、これは親子関係にございまして、これまでも使用貸借権の設定となっておりましたが、お父さんである さんの強い要望でどうしても贈与したいと。これは第1号議案の番号36で出てきますが、贈与したいという要望がありまして、なおかつ、涌谷町農業委員会にも照会しましたが、本人の要望どおり決定してくださいということでございましたので、受け付けいたしました。

それから、利用権設定の合意解約による通知についてのほうについては、番号39になりますが、確かに青田の時期であるこの時期に合意解約、これにつきましては事務局でも何点か確認しましたけれども、貸人の方が解約した上でどうしても資金が欲しいという事情がありまして、それで借人である さんといろいろ協議しまして、まず合意解約をし、そして、第1号議案では購入者である方が後で出てきますが、貸人の都合によりやむを得ない事情ということで今回受け付けいたしました。

以上でございます。

議長

よろしいですか、13番委員。

13番委員

上物はどうなったのか。収穫についてどのようになるのかということなんです。

事務局

間もなく秋作業を迎えるわけですが、それにつきましては、収穫に当たりまして、金銭でのやりとりした上でやったというふうにお聞きしております。その上で、農地の売買というふうにお聞きしております。
(「わかりました」の声あり)

議長

そのほかございますか。

(質問、意見なし)

議長

なければ、報告事項については終了いたします。

議長

次に、次第の5番、議事に入ります。

議事の審議に入る前に、7月の総会にて、第2号議案農用地利用集積計画書審議の議案番号255番について3番高橋委員から質問がございました。畑6アールについて、仙台市在住なので不在地主の制限に該当するものではないという質問があり、調べておくようにというような質問がございましたが、後日、本人より質問の取り下げ申し出がございました。

ここで、一言、3番高橋委員から皆様方に取り下げの報告をお願いしたいというふうに思います。

3番委員

今会長が話されたように、7月の総会において、第2号議案の農用地利用集積計画書の審議についての議案番号255番について質問しました。しかし、私の勘違いのため質問を取り下げたいと思いますので、よろしくお諮りをお願いいたします。ご迷惑かけてすみませんでした。

議長

ありがとうございます。以上のとおり、本人より取り下げの申し出がございましたので、委員皆様方にお諮りをいたします。7月総会での、第2号議案、議案番号255番に係る3番高橋委員の質問を取り下げることにご同意する方の挙手を求めたいと思います。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員同意をいただいたということでございますので、3番委員の質問は取り下げることに決定といたします。

それでは、続きまして、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、農地法第3条第2項各号照らし合わせにつきましては、お手元にご覧いただけます農地法第3条調書により全ての農地で該当しませんが、なおかつお目通しのほどよろしく申し上げます。また、番号35と36につきましては、保全委員会で現地調査をしております。

以上で第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可についての説明を終わります。

議長

ありがとうございます。1号議案につきまして、保全委員会で確認調査をしております。保全委員長のほうより報告をお願いします。

保全委員長
(7番委員)

では、報告いたします。保全委員会は、今月は鈴木委員、伊藤委員、そして委員長である私後藤が担当しました。8月15日9時より、渡邊会長、大友職務代理、それから笠原局長、菊地次長の総勢7名で現地調査を行いました。

1号議案の番号35についてです。現地は南高城地区に位置し、宅地に隣接しており、複数の作物が作付けされた良好な管理の農地であります。譲受人は今後引き続き耕作することとなっております、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。お手元の写真の35、右のほうに高く見えますが、これが譲受人の居宅です。じき前の、これは畑なんですけれども、この部分が今回の審議ヶ所です。

番号36につきましては、現地は新峯山地区の圃場整備地に位置しており、環境保全米が作付されておりました。農地の管理状況は良好で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。なお、皆様の審議をよろしくお願いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして、第1号議案の審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。13番柳田委員。

13番委員 1点確認なんですけれども、38番の譲受人、 さんの経営状況ですけれども、自作地が10アールということで、これは前から言っている美里町内の土地なんですかね。

議長 事務局、お願いします。

事務局 ちょっと今確認して。

議長 休憩をいたします。(1:54)

議長 それでは、再開いたします。(1:55)

議長 事務局、お願いします。

事務局 ただいまの13番柳田委員さんの質疑にお答えいたします。
議案番号38の譲受人の農地の所在地でございますけれども、これは全筆石巻市となっております。石巻市の蛇田地区になっております。畑と田んぼがございますので、田んぼが790平米、そして畑が716平米。
会長、すみません、ちょっとまた休憩お願いします。

議長 休憩をいたします。(1:55)

議長 それでは、再開をいたします。(2:02)

議長 事務局、答弁願います。

事務局 何回も中断して大変申しわけございませんでした。調べがつかしましたので、ご報告申し上げます。
まず最初に、この さん、畑10アールございますけれども、個人の所有の畑で7アールございました。それから、あともう一つ、 さん外1名と共有名義になっている畑がございます、これが3アール、そし

て個人名義プラス共有名義の畑合わせて10アールということになりました。
ここでは、 さんという前提で、7アールプラス3アール合算した10アールという畑の数字を掲載いたしました。

それから、この さんにつきましては、東日本大震災によりまして土地の造成の関係で農地を協力したという方でございます。もともとは農地はもっとあったんですが、その関係で大分農地が減りました。それで、地元石巻では農地が確保できないということでした、美里町に農地を求めたという方でございます。

以上でございます。

議長

これは、被災者の集団移転に関して減った分が、今回計画された移転先の中に農地があったということ、買収で農地が今現在はないという状況の方のようでございます。13番委員さん、よろしいですか。

13番委員

はい、わかりました。

議長

そのほかご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようでございますので、採決に入ります。

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認めまして、原案どおり許可するものといいたします。

議長

続きまして、第2号議案農用地利用集積計画書審議について、事務局より説明願います。

事務局

第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 休憩いたします。(2 : 0 3)

議長 再開いたします。(2 : 1 3)

議長 事務局、お願いします。

事務局 議案番号 2 5 7 番です。 さんの経営状況ですが、まず上段の田が 5 0 4、その下が 9 5 3 となっておりますが、「 9 5 3 」を「 3 3 」に訂正願います。それから、その右側にあります借入地、「 3 3 」となっている箇所を「 9 5 3 」に訂正願います。ちょうど対角上ですね、数字が逆に入ってしまった。大変申しわけございませんでした。

議長 そのほか 2 号議案についてご質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 無しということでございますので、採決に入ります。
第 2 号議案農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、第 3 号議案農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について上程します。
事務局より説明願います。

事務局 第 3 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、この さんは運転代行業をされておりまして、これまで路上で待機していたというような形になっていましたが、道路法を管轄する行政機関から駐車場を設けるようにという指導を受けたということで、今回、この

北浦 の場所を駐車場として購入するということで申請を出されております。なお、保全委員会において現地調査をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。8月15日に保全委員会で現地確認をしておりますので、保全委員長より確認結果について報告いただきます。

保全委員長 では、報告いたします。番号20について、現地は北浦 に位置し、都市計画区域の商業地域内の畑であります。農地の管理状況は良好で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。右側の建物は、 の駐車場の南側の駐車場入り口のところに位置しておりまして、電柱の左側にカーポートになっていまして、既にここは転用っており、そのいわば中間のところす。皆様のご審議よろしく願いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。第3号議案について質問、ご意見ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 なければ、採決に入ってよろしいですか。

それでは、第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、第3号議案は意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長 続きまして、第4号議案農地利用集積円滑化事業規定の一部変更について、事務局より説明願います。

事務局 第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

この議案の内容につきましては、みどりの農協の代表理事会長から美里町長に、農地利用集積円滑化事業規定の一部を変更するという内容で変更承認申請がございました。それに基づきまして、美里町長から農業委員会会長に変更について諮問されたというものでございます。主な変更点につきましては、旧条文では「農地保有合理化法人」とうたっている箇所を新条文では「農地中間管理機構」に、また、「農地保有合理化事業」とうたっている箇所を「農地中間管理事業」に変更するというものでございますが、委員皆様方の意見を頂戴したいと思っておりますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいま第4号議案の説明がございました。審議に入ります。ご意見ございませんか。今の第4号議案について、9番委員さん何かご意見ございますか。提案理由のままでよろしいですか。

(質問、意見なし)

議長

意見がなければ、採決に入ってよろしいですか。
それでは、第4号議案農地利用集積円滑化事業規定の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成でございます。
ちょっと休憩いたします。(2:23)

議長

それでは、再開をいたします。(2:23)

議長

第4号議案農地利用集積円滑化事業規定の一部変更については、全員賛成ということで町長に報告をいたします。

議長

これで議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第8回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成26年8月25日

会 長
署名委員 3 番
署名委員 4 番